

工事書類簡素化ガイドライン

- 本ガイドラインは、宮崎市が発注する土木工事を対象とします。
- 本ガイドラインは、工事関係書類作成の負担を削減・軽減するために、簡素化を推進することとしています。
- 本ガイドラインに示している作成不要な書類を作成・添付しても、工事成績では評価されませんので、簡素化に努めてください。

※なお、受注者の社内が必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。また、法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。

宮崎市

(令和2年9月（令和4年3月改定）)

1. 工事関係書類の簡素化

これまでに簡素化してきた工事書類及び今回新たに簡素化した工事書類を以下に示します。

①工事書類簡素化一覧表

工事書類簡素化一覧表(宮崎市)											令和4年3月
工 事 関 係 書 類						標準様式	旧簡素化内容(宮崎市)(R2)	新簡素化内容(R3)			
作成時期	種 別		No.	書類名称	書類作成の根拠						
工事着手前	契約関係書類	契約関係書類	7-2	略歴書	約款第10条1項 入札実施要領第15	別紙(様式第5号)	入札参加資格確認資料で略歴等を確認できる場合は、提示・提出は不要。 ※略歴書は、契約書に添付されている。(契約書)	同左	現状と変更無し		
			10	建設業退職金共済掛金収納書	HI1.6.30土木部長通知 仕様書(環境)第1編1-1-40 仕様書(県土)第1編1-1-40	—	掛金収納書の提出は、契約時の提出のみとする。(掛金収納書の写しの提示・提出は不要) ※掛金 収納書は、契約書に添付されており、写しの提出は求めていない。	同左	現状と変更無し		
	1 施工計画	① 施工計画	16	登録内容確認書 (旧:工事カルテ受領書)	仕様書(県土)第1編1-1-5 統一事項第1編4	—	監督員への提示・提出は不要。(「登録のための確認のお願い」についても提示・提出不要。)。 なお、検査員から請求があった場合には提示できる体制とし、提出は不要。	同左	現状と変更なし		
			17	施工計画書	仕様書(環境)第1編1-1-4 仕様書(県土)第1編1-1-4 施工計画書の作成要領 統一事項第2編2	維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。(例:計画工程表、指定機械、工程管理、段階確認計画、現場作業環境の整備等)	維持工事等簡易な工事及び当初設計額130万円未満の工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。	簡素化			
						工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提示・提出は不要。ただし、新たに追加となる工程がある場合は従来どおり提出必要。	同左	現状と変更無し			
						工事概要に工事内容の記載は不要。 単価抜設計書の写しの提示・提出も不要。	同左	現状と変更なし			
						現場組織表に連絡先の記載は不要	同左	現状と変更なし			
						主要船舶・機械の記載は不要。(指定機械については、記載が必要)	同左	現状と変更なし			
						主要資材の記載は不要。	同左	現状と変更なし			
						段階確認計画に施工予定時期の記載は不要。	同左	現状と変更なし			
						安全衛生管理組織表に連絡先の記載は不要。	同左	現状と変更なし			
			18	設計図書の照査確認資料	約款第18条1項 仕様書(環境)第1編1-1-3 仕様書(県土)第1編1-1-3 統一事項第2編3.1 照査ガイドライン	—	照査項目チェックリストの提示・提出は不要。	同左	現状と変更なし		
2 施工体制	② 施工体制	21	施工体制台帳	仕様書(環境)第1編1-1-10 仕様書(県土)第1編1-1-10 統一事項第1編3	—	「『施工体制台帳に係る書類の提出について』(の一部改正について)」(平成30年12月20日付け国官技第62号、国産整第154号)に基づき作成する。(監理技術者などの署名を載せる書類の提出を削減)	同左	現状と変更なし			
						「建設業法第24条に該当する請負契約を行っている建設業者」及び「警備業者」について記載する。	同左	現状と変更無し			
3 施工状況	③ 施工管理	24	工事打合せ簿	仕様書(環境)第1編1-1-2 仕様書(県土)第1編1-1-2 統一事項第2編4	様式-2	協議の根拠となる諸基準類のコピーの添付は不要。 なお、この場合は工事打合せ簿に、根拠となる諸基準類の名称、発行年月及びページ番号を必ず記載すること。	同左	現状と変更なし			
		26	近隣協議資料	仕様書(環境)第1編1-1-35 仕様書(県土)第1編1-1-35 統一事項第2編5.2	—	提出不要。ただし監督員から請求があった場合は提出する。	同左	現状と変更なし			

工 事 関 係 書 類					標準様式	旧簡素化内容(宮崎市)(R2)	新簡素化内容(R3)			
作成時期	種 別		No.	書類名称			書類作成の根拠			
施 工 中	工事関係書類	3 施工状況	③ 施工管理	27	材料確認書	仕様書(環境)第2編1-2 仕様書(県土)第2編1-2 統一事項第2編9.1	様式—4	臨場で材料確認の場合、監督員が実施値等を記入した資料があれば、監督員が材料確認を行っている写真の撮影・提出は不要。	同左	現状と変更なし
				29	段階確認書	仕様書(環境)第3編1-1-6 仕様書(県土)第3編1-1-6 施工管理基準(環境)第6章 統一事項第2編9.2	様式—5	過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品について、材料確認は不要。	JISマーク表示品及び過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品について、材料確認は不要。	簡素化
								臨場で段階確認の場合、監督員が実施値等を記入した資料があれば、監督員が段階確認を行っている写真の撮影・提出は不要。	同左	現状と変更なし
								机上での段階確認の場合、リポーターとスチールテープの併用は不要。	同左	現状と変更なし
				段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する管理資料(出来形、品質管理資料等)とし、段階確認のために新たな資料作成は不要。なお、臨場時は、この管理資料に監督員が実測値等を手書きで記入する。	同左	現状と変更なし				
			30	現地調査・立会書	仕様書(環境)第3編1-1-6 仕様書(県土)第3編1-1-6 施工管理基準(環境)第6章 統一事項第2編9.2	様式—6	工事請負契約第14条(監督員の立会い及び工事記録の整備等)により設計図書で指定した場合のみ提出。	同左	現状と変更無し	
							監督員が現地調査・立会を行っている写真の撮影・提出は不要。	同左	現状と変更無し	
			31	休日及び夜間作業届	仕様書(環境)第1編1-1-36 仕様書(県土)第1編1-1-36 統一事項第2編4.4	様式—1	事前に監督員に提出。 ただし、事前にファクシミリまたは電子メール等により監督員に連絡すれば、提出は後日でもよい。	同左	現状と変更無し	
							まとめて(1ヶ月程度)提出できる。	同左	現状と変更無し	
							週間工程表を作成する工事については、週間工程表内に休日・夜間作業をする作業日、作業時間、作業内容、理由を記載し、事前に監督員に提出すれば、休日及び夜間作業届の提示・提出は不要。	同左	現状と変更無し	
		④ 安全管理	32	安全教育訓練実施資料	仕様書(環境)第1編1-1-26 仕様書(県土)第1編1-1-26 統一事項第2編11.1	—	監督員、検査員からの請求があった場合には提示できる体制とし、提出は不要。	同左	現状と変更無し	
			33	安全訓練関係書類 (KY活動、新規入場者教育等)	施工管理基準(環境)第1章 統一事項第2編11.1	—	監督員、検査員からの請求があった場合には提示できる体制とし、提出は不要。	同左	現状と変更無し	
		⑤ 工程管理	34	工事履行報告書	約款第11条 仕様書(環境)第1編1-1-24 仕様書(県土)第1編1-1-24 施工管理基準(環境)第2章 統一事項第2編7.1	様式—3	工事履行報告書のみ提出。	同左	現状と変更無し	
			35	週間工程表	統一事項第2編6.4	—	監督員と受注者との打ち合わせにより、必要と判断した場合のみ作成、提出する。(工事完成時の再提出は不要)	同左	現状と変更無し	
		週間工程表の提出は、ファクシミリまたは電子メールでの提出ができる。					同左	現状と変更無し		
		その他	36	実施工程表	施工管理基準(環境)第1章 施工管理基準(県土)5 統一事項第2編6.4	—	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。また実施工程表は現場で管理していたもので可とし、提出用に改めて作る必要はない。	同左	現状と変更無し	
			58	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	建設副産物等安価第3 仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-18 統一事項第2編12.2	—	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。(写しの提出も不要)	同左	現状と変更無し	
			64	出来形管理図表 (出来形合否判定総括表)	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 施工管理基準(環境)第3章 統一事項第2編8.2	—	測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。	同左	現状と変更無し	
	67		品質管理図表	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 施工管理基準(環境)第4章 統一事項第2編8.1	—	測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。	同左	現状と変更無し		
	68		工事写真	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 施工管理基準(県土)2-4 統一事項第2編8.3 建設副産物等安価第3	—	市では受注者からの工事写真の提出部数は1部とする。ただし、完成届に添付する書類は別とする。	同左	現状と変更無し		
						【仮設備写真】 安全管理以外の看板(工事名等を記載した標示板等)、標示物(施工体系図、建設業許可票等)、現場事務所の設置状況の写真の撮影・提出を行う。	同左	現状と変更無し		
		【仮設備写真】 安全管理の看板(徐行や通行止めの看板等)の写真については、監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。				同左	現状と変更無し			
		【施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真】 黒板の記載内容(実測寸法、工種等)が写真上で確認できれば、写真帳の添え書きに黒板に記載している内容を記載する必要はない。				同左	現状と変更無し			
		【施工状況写真】 産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、積込・搬入状況の判る写真を撮影する。(撮影頻度は、廃棄物の種類毎に1サイクル)。 なお、搬出時期、搬出先が変わる場合には、その都度撮影する。				同左	現状と変更無し			
【出来形管理写真】 リポーターとスチールテープの併用は不要。		同左				現状と変更無し				
【出来形管理写真】 完成後測定可能な部分については、出来形管理状況がわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。(完成後、その後の工事で不可視部となる場合は省略できない)		同左				現状と変更無し				
【使用材料写真】 JISマーク表示品については、規格及びJISマーク等の表示を撮影するのみにてよく、形状寸法写真の撮影・提出は付不要。		同左				現状と変更無し				
【使用材料写真】 過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品については、材料の形状が分かる写真等を撮影するのみにてよく、形状寸法の写真の撮影・提出は不要。		同左				現状と変更無し				
—		【出来形管理写真、使用材料写真】 段階確認及び材料確認を臨場にて確認する際に、併せて管理写真を撮影することができる。				新規追加				
【工事検査写真】 工事検査写真の撮影・提出は不要。	同左	現状と変更無し								
【その他】 机上時の段階確認又は材料確認に使用(提出)した写真について、同じ写真を工事写真(出来形管理写真、使用材料写真等)として再度提出は不要。	同左	現状と変更無し								

工 事 関 係 書 類		標準様式		旧簡素化内容(宮崎市)(H22)		新簡素化内容(R2)	
作成時期	種 別	No.	書類名称	書類作成の根拠			
その他 (作成不安書類)	—	品質管理関係	施工管理基準(環境)第1章 施工管理基準(農土)5	—	踏盤工及びアスファルト舗装工事において、下記に掲げる工程(イ)・(ロ)の条件に該当する工事について、監督員と協議を行い、承認があれば試験を省略することが出来る。 ただし最低1ヶ所以上は試験を行う。 (イ) 路盤： 維持工事等の小規模なもの(施工面積500m ² 以下) (ロ) アスファルト舗装： 維持工事等の小規模なもの(施工面積500m ² 以下) ※「維持工事等」とは、維持工事と共に災害復旧工事を含む。 ※「施工面積」とは、1箇所あたりの面積とし、1つの契約で連続しない工事箇所が複数ある場合は各々を1箇所とする。	同左	現状と変更なし
	—	支給材料及び資与品要求書	—	—	支給材料及び資与品は、設計図書に明記しており、要求書の提示・提出は不要。 ※ 支給材料及び資与品は、設計図書に明記しており、要求書の書類自体がない。	同左	現状と変更無し
—	排出ガス対策型・低騒音対策型建設機械の写真 (指定機械)	—	—	—	排出ガス対策型及び低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真的監督員への提示・提出は不要。	同左	現状と変更なし
【用語の解説】 「約款」・・・宮崎県工事請負契約約款 「仕様書(農土)」・・・土木工事共通仕様書(宮崎県県土整備部) 「仕様書(環境)」・・・環境森林部所管工事共通仕様書(宮崎県環境森林部) 「施工管理基準(農土)」・・・土木工事施工管理基準(宮崎県県土整備部) 「施工管理基準(環境)」・・・環境森林部所管工事施工管理基準(宮崎県環境森林部) 「施工計画書の作成要領」・・・施工計画書の作成要領(宮崎県環境森林部) 「統一事項」・・・土木工事施工管理の統一事項(宮崎県県土整備部)					「H11.6.30土木部長通知」・・・建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について 「照査ガイドライン」・・・設計図書照査ガイドライン 「建設副産物等要領」・・・建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領 「入札実施要領」・・・条件付一般競争入札実施要領		

②簡素化内容

1. 略歴書

入札参加資格確認資料で略歴等が確認できる場合は、提示・提出は不要。

2. 建設業退職金共済掛金収納書

掛金収納書の提出は、契約時の提出のみとする。

(掛金収納書の写しの提示・提出は不要)

3. 登録内容確認書 (旧：工事カルテ受領書)

監督員への提示・提出は不要。(「登録のための確認のお願い」についても提示・提出不要。)

なお、検査員から請求があった場合には提示できる体制とし、提出は不要。

登録内容確認書は、工事实績情報システム (以下、コリンズ) から監督員にメール送信されるため、紙での提示・提出は不要。

なお、「登録のための確認のお願い」についても、同様の取り扱いとなる。

●登録完了までの流れ

①受注者は、工事实績情報の入力を始める前に、監督員に所属部署名、氏名、氏名フリガナ、メールアドレスの確認をする。(工事打合せ簿等の書面での確認は不要)



②受注者は、コリンズに工事实績情報を入力する。
入力完了後、「登録のための確認のお願い」がコリンズから監督員にメール送信される。
(「登録のための確認のお願い」の紙での提示・提出は不要)



③監督員はコリンズよりメール送信された「登録のための確認のお願い」の内容を確認し、問題がなければ印刷し、署名・捺印の上、受注者へ渡す。(問題があれば、受注者に修正を指示し、修正後に再度確認する)



④監督員の署名・捺印の入った「登録のための確認のお願い」を受け取った受注者は、コリンズに工事实績情報を登録する。



⑤受注者は、登録機関発行の「登録内容確認書」を確認の上、保管しておく。監督員は、コリンズよりメール送信される「登録内容確認書」を確認する。
(「登録内容確認書」の紙での提示・提出は不要)

4. 施工計画書

- 1) 維持工事等簡易な工事及び当初設計額130万円未満の工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。

上記に該当する工事で最低限記載が必要な事項

- ・ 工事概要
- ・ 計画工程表
- ・ 現場組織表
- ・ 施工方法
- ・ 安全管理
- ・ 緊急時の体制及び対応
- ・ 交通管理
- ・ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

- 2) 工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提示・提出は不要。

3) 工事概要

工事概要に工事内容の記載は不要。なお、単価抜設計書の写しの提示・提出も不要。

工事概要

工事名	〇〇地区〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工事場所	〇〇県〇〇市〇地先～〇〇県〇〇市〇地先
請負代金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契約年月日	平成〇年〇月〇日
工期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発注者	〇〇土木事務所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受注者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇 〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇



工事名、工期等の記載は必要

工事内容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m ²	200	
	路盤工	下層路盤工		m ²	700	
		上層路盤工		m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
	仮設工			式	1	



工事内容の記載は不要

4) 現場組織表

現場組織表に連絡先の記載は不要。

※「現場組織表」への連絡先の記載は不要。

ただし、「緊急時の体制及び対策」には、事故・災害等に対応するための連絡先の記入が必要。

現 場 組 織 表

現場代理人 ○○○○○ 現場事務 TEL.000-000-0000 TEL.000-000-0000 TEL.000-000-0000 ○○○○○	主任技術者 ○○○○○	施工管理 氏名 TEL.
		工務管理 ○○○○○ 000-000-0000
		品質管理 ○○○○○ 000-000-0000
		土木形管理 ○○○○○ 000-000-0000
		写真管理 ○○○○○ 000-000-0000
		測量管理 ○○○○○ 000-000-0000
		機械管理 機械管理 ○○○○○ 000-000-0000
		測量管理 ○○○○○ 000-000-0000
		安全管理 労働安全管理 ○○○○○ 000-000-0000
		交通安全管理 ○○○○○ 000-000-0000
		安全監視員 ○○○○○ 000-000-0000
		事務・労務管理 事務・労務 ○○○○○ 000-000-0000



連絡先の記載
は不要

5) 指定機械、主要船舶・機械

主要船舶・機械の記載は不要（指定機械については記載が必要）

【主要船舶・機械】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
ダンプトラック	10t	1	掘削工	
タンバ	60～80kg	1	造体造土工	



主要船舶・機械の
記載は不要

【指定機械】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排出ガス対策型
バックホウ	0.45m³	1	掘削工	排出ガス対策型
油圧式バイプロハンマー	220 P S	1	架設矢板打設	排出ガス対策型



指定機械の記載
は必要（設計図書
で指定されている
機械を記載する）

※上記は、「排出ガス対策型」の使用が指定されている場合の記載例。

指定機械等とは、設計図書（共通仕様書、特記仕様書、図面等）で使用することを指定されている機械のことである。代表的な指定機械としては、共通仕様書第1編1-1-30環境対策の表1-1、1-2で排出ガス対策型建設機械を使用するよう指定されている機種がある。

6) 主要資材

主要資材の記載は不要。

品 名	規 格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					〇月	〇月	〇月	
生コンクリート	21N/mm ²	300m ³	〇〇生コン	試験成績表				
鉄 筋	D13~D29	6.8t	〇〇製鉄	品目シート				
再生クラッシャー	RC-40	50m ³	〇〇砕石	試験成績表				



主要資材の記載
は不要

7) 施工管理計画

段階確認計画に施工予定時期の記載は不要。

【段階確認計画】

工 種	種 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	〇月〇日~〇月〇日	
既製杭工	PC パイル (中 掘)	打込み時	〇月〇日~〇月〇日	
		掘削完了時	〇月〇日~〇月〇日	



施工予定時期の
記載は不要

8) 安全管理

安全管理組織表に連絡先の記載は不要。

※「安全管理（安全管理組織表）」への連絡先の記載は不要。

ただし、「緊急時の体制及び対策」には、事故・災害等に対応するための連絡先の記入が必要。

安全 管 理 組 織 表

組織区分 → 下請親在組織（特定工事）
労働者数 → 30人以上

統括安全衛生責任者 〇〇 〇〇	安全衛生責任者	〇〇 〇〇	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
		〇〇 〇〇	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
元方安全衛生責任者 〇〇 〇〇	産 業 医	〇〇 医院	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	安 全 巡 視 員	〇〇 〇〇	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



連絡先の記載は
不要

●「施工計画書」記載事項一覧

簡素化前

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と
建設副産物の適正処理方法
- (15) その他



簡素化後

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 施工方法
- (6) 施工管理計画
- (7) 安全管理
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交通管理
- (10) 環境対策
- (11) 現場作業環境の整備
- (12) 再生資源の利用の促進と
建設副産物の適正処理方法
- (13) その他

※「(5) 主要船舶・機械」「(6) 主要資材」は、
施工計画書に記載不要



※ 維持工事等簡易な工事及び当初設計額130万円未満
の工事は、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略
できる。(下記は最低限記載が必要な事項)

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 施工方法
- (5) 安全管理
- (6) 緊急時の体制及び対応
- (7) 交通管理
- (8) 再生資源の利用の促進と
建設副産物の適正処理方法

5. 設計図書照査確認資料

照査項目チェックリストの提示・提出は不要。

※ 照査項目チェックリストの提示・提出は不要であるが、設計図書の照査の際に活用することを妨げるものではない。設計図書の照査を適切に行うためにも、照査項目チェックリストを積極的に活用されたい。

照査項目チェックリスト

提出年月日: 年 月 日

工事名:

No.	項 目	主な内容	調査対象		調査実施		評価結果		備考
			実	施	済	未済	実	施	
1	既設工事の事前調査等の調査	1-1 「施工事前調査における調査項目・調査事項」「既設工事」における調査事項に不足がないかの確認							
		1-2 「施工条件調査における調査項目・調査事項」における既設事項と現地調査に相違がないかの確認							
2	調査資料・資料資料の確認	2-3 測量工事の施工において、高水位、平水位、常水位、潮位及び高潮・低潮等の水位・気象の施工に必要資料を施工前に調査・確認したか							
		2-4 地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認							
		2-5 杭型等の施工に必要な資料はあるかの確認(圧入状況、液状化、地盤沈下、基礎沈下、側方変位等)							
		2-6 測量成果報告書(平面、断面、縦断)は整理されているかの確認							
		2-7 共通仕様書及び特約仕様書に示される資料はあるかの確認							
		2-8 設計計算書等(構造物(橋・仮設架け橋)、陸揚工区等含む)はあるかの確認							
		2-9 特約仕様書等に明示してある特殊取扱い等に関する資料はあるかの確認							
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三項におよばないか、調査資料はあるかの確認							
		2-11 地下点検物件である管線、電線、水道、鉄道管線等(光ケーブル、その他の地下埋設物を含む)の調査(平面、断面、縦断)等調査資料はあるかの確認							
		2-12 設計計算書等(構造物(橋・仮設架け橋)の資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認							
3	現地調査	3-1 工事着手前までに測量を実施し、測量機(装置)、工事用多角形の設置及び局地調整、中心線、道筋、標高等を確認							
		3-2 建設発生土の搬入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認							
		3-3 周辺地域の地下水利状況等から作業に伴い水質・水量等に影響を及ぼす恐れがないかの確認							
		3-4 土留・土留工の位置・傾斜、支保鋼架の打ち込み、支保となる埋設物の確認のため、調査等を行い、埋設物を確認							
		3-5 仮設、または土留止断の設置に先立ち、交通に支障をきたす場合があるいは盲検が発生するおそれがある場合には、工事前・作業中に確認し、確認							
		3-6 鋼矢張、仮設橋の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公法(安全防止措置要綱)に従って埋設物の存在の有無を確認							
		3-7 地質調査報告書と工事現場の調査結果(地質、水質、地下水など)が一致するかの確認							
		3-8 使用する材料や資機材の運搬・搬入路を確認							
		3-9 土留鋼の設置するおそれのある現場での安全対策について、現地調査を実施し、あらかじめその対策を確認							

 提示·提出不要

6. 施工体制台帳

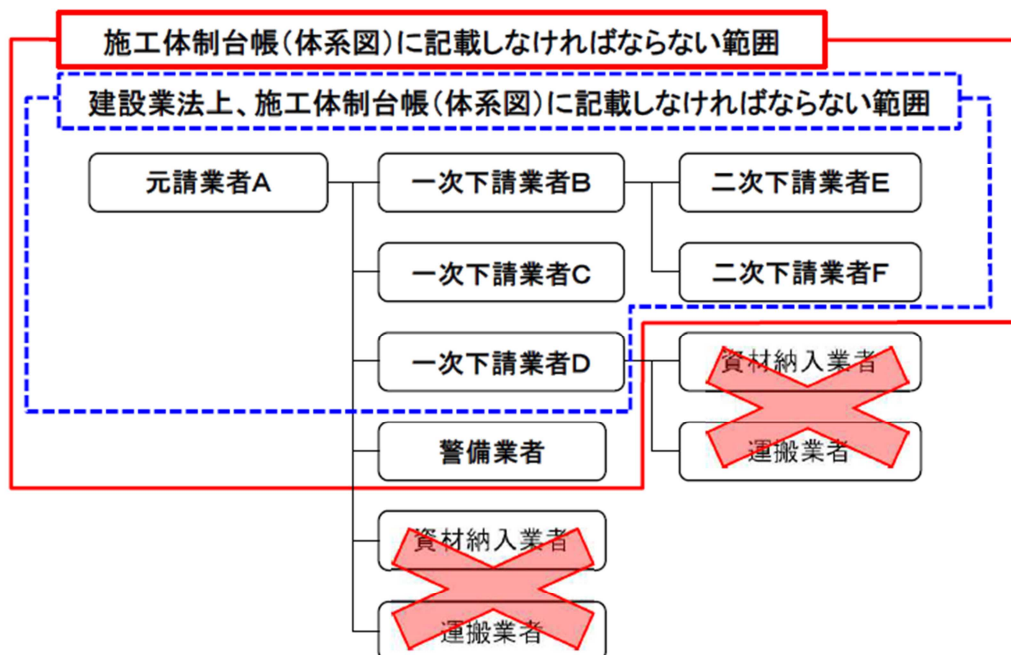
- 1) 『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号）に基づき作成する。

（監理技術者などの顔写真を載せる書類の提出を削減）

顔写真を載せる
書類の提出は
不要

- 2) 「建設業法第24条に該当する請負契約を行っている建設業者」及び「警備業者」について記載する。

建設業法上、下請契約に該当しない警備業者、資材納入業者、運搬業者（運搬のみを行う業者）、調査業務のみを行う業者のうち、警備業者については施工体制台帳及び体系図に記載すること。ただし、警備業者との下請に関する契約書類の添付は不要。



1) 協議の根拠となる諸基準書類のコピーの添付は不要。

なお、この場合は工事打合せ簿に、根拠となる諸基準類の名称、発行年月及びページ番号を必ず記載すること。

共通仕様書や土工指針等の発注者も所有している基準類のこと。



※ 協議の際に基準類を使用する場合は、根拠となる基準類の名称、発行年月及びページ番号を協議内容等に必ず記載する。



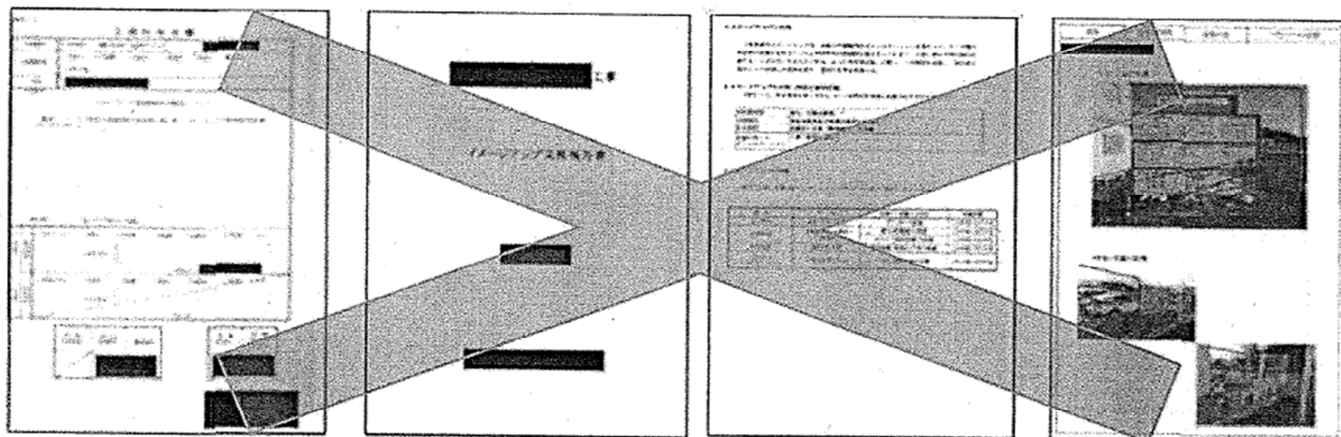
※ 諸基準類のコピーの添付は不要。
ただし、発注者が所有していない
基準類について、発注者からの
求めがある場合はコピーを添付。

2) 現場環境改善に関する実施報告書の作成・提出は不要。

工事打合せ簿等により、実施報告書の作成・提出は不要。

※現場環境改善の状況写真については、写真管理基準に基づき、工事写真として撮影・提出すること。

実施報告書の例



写真管理基準

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度【時期】	
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回	品質証明に添付する。
		使用数量	(使用前)	
		保管状況		
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
品質管理		検査実施状況	各品目毎に1回	
			(検査時)	
		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載		
出来形管理		不可視部分の施工	適宜	
		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 (被災前) (被災直後) (被災後)	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 (発生前) (発生直後) (発生後)	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 (発生前) (発生直後) (発生後)	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各様毎1回 (設置後)	

8. 近隣協議資料

交渉に先立ち、監督員に連絡（口頭、ファクシミリ、電子メール等）すること。

なお、交渉等の状況を随時、監督員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。

※監督員から交渉記録等について求めがある場合は、その指示に従い、提示・提出をすること。

9. 材料確認書

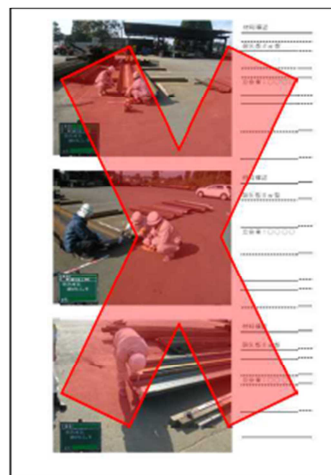
1) 臨場での材料確認の場合、監督員が実測値等を記入した資料があれば、監督員が材料確認を行っている写真の撮影・提出は不要。

- ① 受注者は、監督員が実測値等を記入できる資料（製品の寸法等が記載されているカタログや試験成績表の写し等で可）を準備すること。
- ② 監督員は、確認の際、受注者が準備した資料に実測値、実測した日付、氏名等を記入し、受注者へ返却すること。
- ③ 受注者は、監督員が実測値等を記入した資料を材料確認書に添付し提出すること。

【臨場での材料確認の場合】

[illegible]

実測値等を記入した資料



材料確認書及び実測値等を記入した資料の
作成・提出は必要

臨場確認している写真の
撮影・提出は不要

※ 机上での材料確認の場合は、監督員が机上で確認ができる写真の撮影・提出が必要。

※ 現場技術員（監督補助員）が臨場で確認した場合も同様とする。

2) J I S マーク表示品及び過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品について、材料確認は不要。

※「過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品」とは、「セメントコンクリート製品仕様の取扱要領」に記載されている製品のこと。

「セメントコンクリート製品使用の取扱要領」の別添2「提出資料一覧表」

製品区分 提出資料		JIS表示認証製品以外	
		JIS表示認証製品	過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品
		①	②(※5)
品質規格証明書(製品検査記録表)		○	○
協会等が発行する工場検査合格証			○(※6)
工場検査立会書			○(※3) (※6)
公的機関における過去6ヶ月以内の圧縮強度の試験成績表(※1)			○(※7)
工場の品質管理体制の資料(※2)			○
過去6ヶ月以内の材料試験成績表	コンクリート示方配合表及び配合設計書(※5)		○(※7)
	材料試験成績書(セメント,骨材,混和材,鉄筋)(※5)		○(※7)
	アルカリシリカ反応試験成績表(※5)		○(※7)



上記①及び②に該当する製品について、監督員による材料確認は不要。
受注者側で製品の破損やひび割れ、形状確認などの自主確認をすること。

10. 段階確認書

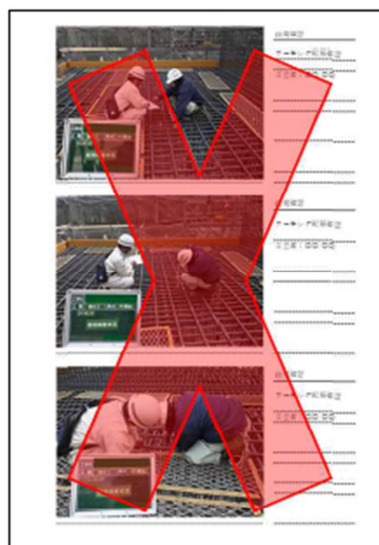
1) 臨場での段階確認の場合、監督員が実測値等を記入した資料があれば、監督員が段階確認を行っている写真の撮影・提出は不要。

- ①受注者は、監督員が実測値を記入できる資料（出来形、品質管理資料等）を準備すること。
- ②監督員は、確認の際、受注者が準備した資料に実測値、実測した日付、氏名等を記入し、受注者へ返却すること。
- ③受注者は、監督員が実測値等を記入した資料を段階確認書に添付し提出すること。

【臨場での段階確認の場合】

[illegible]

実測値等を記入した資料
(出来形管理資料や図面等)



段階確認書及び実測値等を記入した資料の作成・提出は必要

臨場確認している写真の
撮影・提出は不要

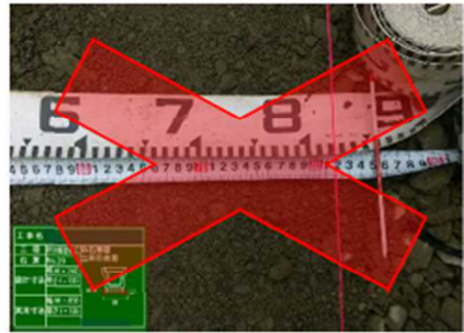
※ 机上での段階確認の場合は、監督員が机上で確認ができる写真の撮影・提出が必要。

※ 現場技術員（監督補助員）が臨場で確認した場合も同様とする。

2) 机上での段階確認の場合、リボンテープとスチールテープの併用は不要。



概ねの測定値が確認できる
測定尺を使用した写真を撮影



リボンテープとスチールテープ
を併用した写真は不要

※ リボンテープとスチールテープの併用は不要であるが、あらかじめスチールテープを貼り付けている等の加工を施しているリボンテープの使用を妨げるものではない。

3) 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する管理資料（出来形、品質管理資料等）とし、段階確認のために新たな資料作成は不要。

なお、臨場時は、この管理資料に監督員が実測値等を手書きで記入する。

(参考)段階確認一覧表(環境森林部)

段階確認一覧表(環境森林部)

種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
治山土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化したとき
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	位置出し時 打込時 打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中掘杭) 施工完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	位置出し時 掘削完了時 鉄筋組立完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化したとき 掘削完了時 鉄筋組立完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据付完了時 本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化したとき 鉄筋組立完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工(重要構造物)		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時

種 別	細 別	確 認 時 期
治山ダム工		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	履土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 治山ダム工 護岸工 防潮工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化したとき 床掘削完了時 基礎部の型枠完了時 鉄筋、鋼材組立完了時 埋戻し前
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立完了時
鋼橋		仮組立完了時(仮組立が省略となる場合を除く)
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
アンカー工	受圧版	鉄筋組立完了時 型枠完了時
	アンカー工	掘削完了時 グラウト注入時 緊張定着時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化ごと)
トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時
鋼版巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前 溶接完了後
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時
その他	特に監督員が指示した段階・事項	

(参考)段階確認一覧表(農政水産部)

段階確認一覧表(農政水産部)

一般:一般監督

重点:重点監督

1/5

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、延長、幅、長さ、高さ、深さ、間隔等	一般:1回/1工事 重点:1回/1工事
土工		施工完了時	基準高、法長、幅	一般:1回/500m 重点:1回/250m
掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変位位置	一般:1回/変化毎 重点:1回/変化毎
基礎工	栗石 クラッシャー 均しコンクリート	施工完了時	基準高、延長、厚さ、幅	一般:1回/500m 重点:1回/250m
	コンクリート基礎	施工完了時	基準高、延長、高さ、幅	一般:1回/200m 重点:1回/100m
道路工	路床	ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	一般:1回/1工事 重点:1回/1工事
舗装工	路盤	ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	一般:1回/1工事 重点:1回/1工事
舗装工	下層路盤 上層路盤	施工完了時	基準高、延長、厚さ、幅	一般:1回/500m 重点:1回/250m
表層安定 処理工	表層混合処理 路床安定処理 サンドマット	処理完了時	使用材料、延長、基準高、幅、施工厚	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、延長、幅、施工厚	
	サンドマット	処理完了時		
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込み長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込み長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径、基準高	
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般:1回/200本 重点:1回/100本
		打込み完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般:1回/100本 重点:1回/50本
		打込み完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験矢板＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		打込み完了時 (打込み杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時 (中掘杭)	掘削長さ、杭の先端地質	
		施工完了時 (中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
現場打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時	支持地盤、掘削長さ	試験矢板＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロット 重点：1回／1ロット
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎杭		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	一般：1回／変化時 重点：1回／変化時
		掘削完了時 施工完了時	掘削長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全本数
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1本 重点：1回／1本
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全本数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、位置	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	一般：1回／変化時 重点：1回／変化時
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロット 重点：2回／1ロット
鋼管井筒 基礎工		打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験矢板＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込み完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 （重要構造物）		掘削完了時	使用材料、延長、幅、深さ、地盤支持力	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
矢板工 （仮設を除く）		掘削完了時	使用材料、延長、幅、深さ、地盤支持力	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
ポストテンション T（I）桁製作工 プレビーム 桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 PCボックスラフ 製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱 桁製作工 PC押出し 箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10％程度 ／総ケーブル数 重点：20％程度 ／総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロット 重点：1回／1ロット

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロット 重点：1回／1ロット
鋼橋		仮組立完了時 (仮組立が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	一般：1回／1法線 重点：1回／1法線
		掘削完了時	支持地盤	一般：1回／変化毎 重点：1回／変化毎
	法履工 (履土施工がある場合)	履土前	設計図書との対比 (不可視部分との出来形)	一般：1回／1法線 重点：1回／1法線
	基礎工 根固工	設置完了後	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	一般：1回／1工事 重点：1回／1工事
擁壁工	重力式 混合用壁 ブロック積 L型擁壁	掘削完了時	支持地盤 (直接基礎)	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 橋台工 橋脚工 橋脚フーチング工 RC擁壁工 頭首工 排水機場本体工 水門工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	一般：1回／変化毎 重点：1回／変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤 (直接基礎)	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロット 重点：1回／1ロット
		埋戻前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
橋台工 橋脚工		沓座の位置決定時	沓座の位置	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
トンネル工	掘削	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	一般：1回／変化時 重点：1回／変化時
	支保工	支保工完了時 (支保工変更毎)	吹付コンクリート厚、 ロックボルト打込み本数及び長さ	一般：1回／1岩区分 重点：1回／支保工変更毎
	覆工	コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／6打設毎又は 構造変化毎の頻度の多い方 重点：1回／3打設毎又は 構造変化毎の頻度の多い方 ※地盤等級がD,Eのもの
	インパート工	鉄筋組完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1構造物の変化毎 重点：1回／1構造物の変化毎
アンカー工	基本試験	基礎試験実施毎	変位量	一般：1回／全数 重点：1回／全数
	削孔工	施工時 施工完了時	据付け精度及び 角度、削孔長	一般：5%／総本数 重点：10%／総本数
	注入	グラウト注入時	使用材料、フロー 値、加圧力	一般：1回／打設毎 重点：1回／打設毎
法面工	法枠工	施工完了時	厚さ、法長、幅、 間隔、延長	一般：1回／200m 重点：1回／100m
	吹付工 植生工	施工完了時	法長、延長、厚さ	一般：1回／1,000m ² 重点：1回／500m ²

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
ほ場整備工	表土扱い	施工完了時	厚さ	一般:3点/1ha 重点:6点/1ha
	田面整地 畑面整地	施工完了時	基準高、均平度、 面勾配(指定)	一般:1筆(6点)/5筆 重点:6筆(6点)/2筆
	基盤整地	施工完了時	基準高、均平度、 面勾配(指定)	一般:全筆 重点:全筆
	畦畔工	施工完了時	施工延長、高さ、 幅	一般:1回/2000m 重点:1回/1000m
	道路工 (砂利道)	施工完了時	基準高、延長、厚 さ、幅	一般:1回/500m 重点:1回/250m
	暗渠排水 吸水渠工	掘削完了時 管布設完了時	布設深、間隔、被 覆材幅、被覆材 厚、延長	一般:1回/500m 重点:1回/250m
	集水渠(支) 導水渠(幹)	施工完了時	施工延長、布設深	一般:1回/500m 重点:1回/250m
ため池工	本体工	法線設置完了時	法線設置状況	一般:1回/1法線 重点:1回/1法線
	遮水シート	掘削完了時 施工完了時	使用材料、長さ、 幅、厚さ、基準高	一般:1回/1工事 重点:1回/1工事
	法面保護工	設置完了時	使用材料、長さ、 幅、基準高	
	洪水吐 余水吐	土(岩)質の変化し た時	土(岩)質、変化位 置	一般:1回/変化時 重点:1回/変化時
		床堀掘削完了時	支持地盤	一般:1回/1構造物 重点:1回/1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図 書との対比	一般:1回/1ロット 重点:1回/1ロット
		埋戻前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	一般:1回/1構造物 重点:1回/1構造物
	浚渫工	施工完了時	基準高、延長、幅	一般:1回/1工事 重点:1回/1工事
コンクリート水路	現場打ち開水路 ボックスカルバート	土(岩)質の変化し た時	土(岩)質、変化位 置	一般:1回/変化時 重点:1回/変化時
		床堀掘削完了時	支持地盤	一般:1回/1構造物 重点:1回/1構造物
		施工完了時	基準高、延長、高 さ、幅	一般:1回/100m 重点:1回/50m
		施工完了時 (二次製品)	基準高、延長	一般:1回/500m 重点:1回/250m
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図 書との対比	一般:1回/1ロット 重点:1回/1ロット
		埋戻前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	一般:1回/1構造物 重点:1回/1構造物
	二次製品開水路	施工完了時	基準高、延長	一般:1回/500m 重点:1回/250m
管水路工		土(岩)質の変化し た時	土(岩)質、変化位 置	一般:1回/変化時 重点:1回/変化時
		床堀掘削完了時	基準高、幅	一般:1回/500m 重点:1回/250m
		基礎砂等完了時	基準高、厚さ、幅	
		管接続施工中	ジョイント間隔	
		管布設完了時	基準高、厚さ、 幅、中心線のズレ	
		施工完了後	漏水確認	一般:1回/路線

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
補強土壁工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	一般:1回/変化時 重点:1回/変化時
		床掘掘削完了時	支持地盤	一般:1回/1構造物 重点:1回/1構造物
		施工完了時	基準高、延長、高さ、幅、鉛直度	一般:1回/100m 重点:1回/50m
		敷設完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:1回/1工事 重点:1回/1工事
水路トンネル工	掘削	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	一般:1回/変化時 重点:1回/変化時
	支保工	支保工完了時 (支保工変更毎)	使用材料、中心線のズレ、基準高、間隔、幅	一般:1回/1岩区分 重点:1回/支保工変更毎
	覆工	コンクリート打設前	支保工の状態(基準高、中心線のズレ、間隔、幅)	一般:1回/1工事 重点:1回/1工事
		鉄筋組立完了後	使用材料、設計図書との対比	一般:1回/1ロット 重点:1回/1ロット
	インパート工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:1回/1ロット 重点:1回/1ロット
その他	監督員の指示した工種	適宜	適宜	適宜

注) ・表中の「確認の程度」は、標準的な回数であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、適宜確認することとする。
 ・表中にない工種については、類似工種を参照し適宜確認すること。
 ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

＜一般監督と重点監督＞

一般監督と重点監督の工事区分については宮崎県農政水産部請負工事等監督実施要領によるものとする。

なお、一般監督と重点監督との工事区分は、次のとおりである。

- (1) 一般監督 重点監督以外の工事
- (2) 重点監督 次に掲げる工事とする。

ア 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- (ア) 新技術導入推進農業農村整備事業
- (イ) 標準歩掛のない新工法を用いた工事

イ 施工条件が厳しい工事

- (ア) 鉄道又は現道上での橋梁工事
- (イ) 圧気潜函工事
- (ウ) 掘削深さ5m以上の土留工及び締切工を有する工事
- (エ) 鉄道・国道等の近接工事
- (オ) 軟弱地盤上での構造物
- (カ) 現場打ちPC橋
- (キ) 橋脚(躯体工30m以上)
- (ク) その他これらに類する工事

ウ 第三者に対する影響がある工事

- (ア) 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- (イ) 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有数する工事
- (ウ) 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
- (エ) その他これらに類する工事

エ その他

- (ア) 一般競争入札の工事
- (イ) 低入札工事(調査基準価格対象工事)
- (ウ) 発注機関の長が必要と認めた工事

(参考)段階確認一覧表(県土整備部)

段階確認一覧

一般:一般監督
重点:重点監督

1/3

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	サントマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
パーカルトレーン工	サントドレーン 袋詰式サントドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
締固め改良工	サントコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般:1回/150枚 重点:1回/50枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般:1回/75本 重点:1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
即製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本

種 別	細 別	確認時期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースリール杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変位位置	1回/土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変位位置	1回/土（岩）質の変化毎
鋼管矢板基礎工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1ロット
		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
置換工 （重要構造物）		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工（履土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1工事
	基礎工、 根固工	設置完了後	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1工事
重要構造物 函渠工 （樋門・樋管を 含む） 躯体工 （橋台） RC躯体工 （橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場 本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変位位置	1回/土（岩）質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回/1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書の対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1構造物

種別	細別	確認時期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼 橋		仮組立完了時(仮組立 が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般:— 重点:1回/1構造物
ポストテンション(1)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了 時(工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打込本数及び 長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻 度の多い方 ※重点監督:地山等級が D.Eのもの 一般監督:重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場 により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・一般監督:重点監督以外の工事
- ・重点監督:以下の工事

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、 ロ 施工条件が厳しい工事、 ハ 第三者に対する影響のある工事、
- ニ その他

【共通仕様書より】

第3編 1-1-1

2. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形品質、規格、数値等を確認することをいう。

第3編 1-1-6

6. (1) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない

1 1. 現地調査・立会書（立会依頼書）

- 1) 工事請負契約約款第14条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）により設計図書で指定した場合のみ提出。

【共通仕様書より】

第1編1-1-2

6. 設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
7. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

- 2) 監督員が現地調査・立会を行っている写真の撮影・提出は不要。

- ・監督員は、確認の際、現地調査・立会に使用した資料に、立ち会った日付、氏名、実測値等を記入し、受注者へ返却すること。
- ・受注者は、監督員が日付等を記入した資料を現地調査・立会書に添付し提出すること。

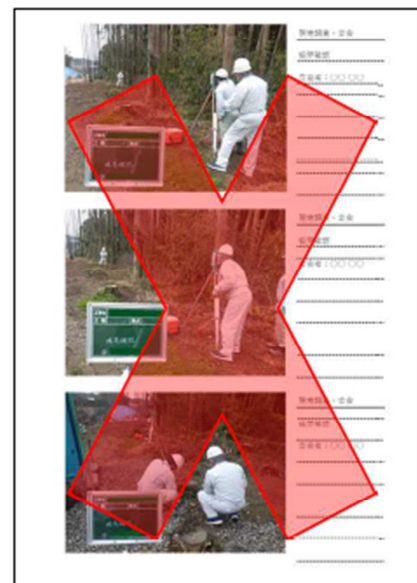
監督員が臨場確認している写真

様式-1 現地調査・立会書

下記の 項目 を 記入 する	
年月日	調査員氏名
工事名	調査員氏名
現地調査又は立会項目	
工事 内容 調査 結果 調査員氏名	
記 事 欄	
実 測 値	備 考

※ 表の下部は任意で記入可

現地調査・立会に使用した資料



現地調査・立会書及び現地調査・立会に
使用した資料の作成・提出は必要

臨場確認している写真
の撮影・提出は不要

※ 現場技術員（監督補助員）が臨場で確認した場合も同様とする。

1 2. 休日・夜間作業届

1) 事前に監督員に提出。

ただし、事前にファクシミリまたは電子メール等により監督員に連絡すれば、提出は後日でもよい。

2) まとめて（1ヶ月程度）提出できる。

3) 週間工程表を作成する工事については、週間工程表内に休日・夜間作業をする作業日、作業時間、作業内容、理由を記載し、事前に監督員に提出すれば、休日及び夜間作業届の提示・提出は不要。

【週間工程表に記載する場合の記載例】

週 間 工 程 表

工 事 名 令和〇年度 〇〇工事

工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

週間工程 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

受注者:(株)〇〇建設

現場代理人:〇〇 〇〇

	今週施工予定及び実績							来週施工予定							備考
	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	
〇〇工															
〇〇工															
〇〇工															
〇〇工															
〇〇工															
段階確認・立会予定		○ 確認													
休日・夜間作業予定						休日 作業							休日 作業		
															工事進捗率 計画 〇〇% 実績 〇〇%

	作業日	作業時間	作業内容	作業理由
休日作業	〇月6日(土)	8:30～17:00	〇〇〇〇	〇〇のため
	〇月13日(土)	8:30～17:00	〇〇〇〇	〇〇のため
夜間作業	〇月8日(月)	21:00～5:00	〇〇〇〇	〇〇のため

計画
 実績

総括監督員	主任監督員



週間工程表内に必要事項を記載すれば、
休日及び夜間作業届の提示・提出は不要

1 3. 安全教育訓練實施資料

監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。

安全教育、安全訓練を実施した際に使用した資料や実施状況報告書、実施状況写真等は、監督員、検査員から請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。

[illegible]

監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。

1 4．安全管理関係書類（KY活動、新規入場者教育等）

監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。

【主な安全管理関係書類】

「社内検査」実施記録、「工事安全協議会」実施記録
「社内パトロール」実施記録、「各種安全パトロール指摘事項」是正報告
「安全巡視」実施記録、「TBM（ツールボックスミーティング）」実施記録
「KY（危機予知活動）」実施記録、「新規入場者教育」実施記録
「使用機械、車両整備等」点検記録、「山留め、仮締切等」点検記録
「足場、支保工」点検記録、作業日報 等

1 5．工事履行報告書

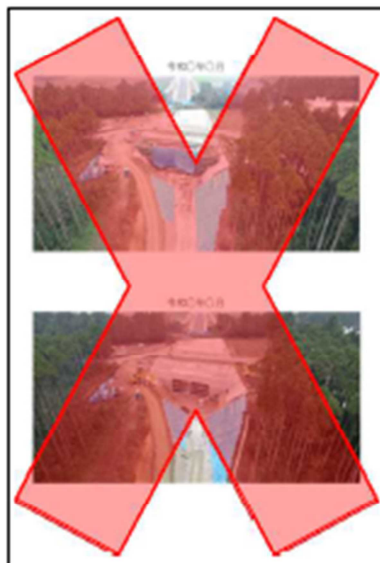
工事履行報告書のみ提出。

月別進捗状況写真や実施工程表等の参考資料の提出は不要。

なお、月別進捗状況写真については、撮影も不要。



工事履行報告書の
作成・提出は必要



月別進捗状況写真の
撮影・提出は不要



実施工程表等の資料
の提出は不要

16. 週間工程表

1) 監督員と受注者との打ち合せにより、必要と判断した場合にのみ作成、提出する。(工事完成時の再提出は不要)

2) 週間工程表の提出は、ファクシミリまたは電子メールでの提出ができる。

17. 実施工程表

監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。

※週休2日工事の確認資料とする場合は、「週休2日工事」試行実施要領に基づく取扱いとする。

18. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）

監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。(写しの提出も不要)

※ただし、集計一覧表は従来どおり作成し、提出する。

19. 出来形管理図表

測点数の少ないもの（10点未満）については、作成を省略できる。

20. 品質管理図表

測点数の少ないもの（10点未満）については、作成を省略できる。

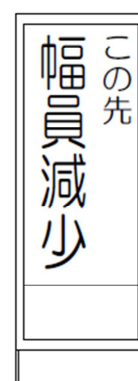
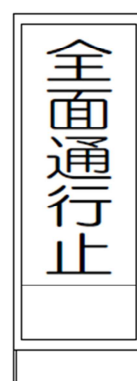
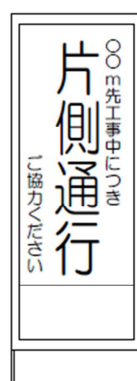
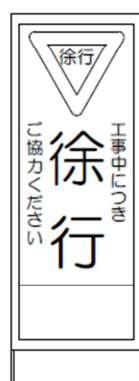
2 1. 工事写真

1) 受注者からの工事写真の提出部数は1部とする。

2) 仮設備写真

安全管理の看板（徐行や通行止めの看板等）の写真については、監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。

※ただし、安全管理以外の看板（工事名等を記載した標示板等）、掲示物（施工体系図、建設業許可票等）、現場事務所の設置状況の写真の撮影・提出を行う。



工事名等を記載した標示板

安全管理の看板例

※安全管理の看板については、請求があった場合は提示する必要があるため、必ず撮影しておくこと。

3) 施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真

黒板の記載内容（実測寸法、工種等）が写真上で確認できれば、写真帳の添え書きに黒板に記載している内容を記載する必要はない。



黒板の記載内容が写真上で確認できれば、黒板に記載している内容を添え書きに記載する必要はない。ただし、写真の写りが悪い等、黒板の記載内容が写真上で確認できない場合は、添え書きに記載する。

4) 施工状況写真

産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、積込・搬入状況の判る写真を撮影する。

(撮影頻度は、廃棄物の種類毎に1サイクル)

なお、搬出先が変わる場合には、その都度撮影する。

※過積載でないかを確認出来るよう、搬入状況写真は下ろす前の状況（運搬されてきた状態が分かる状況）で写真を撮影すること。



積込状況写真



運搬状況写真



搬入状況写真



処理状況写真



積込・搬入状況の写真を
撮影・提出する



運搬・処理状況の写真
の撮影・提出は不要



産業廃棄物収集運搬の表示
が積込・搬入状況写真で確認
できれば、別途撮影する必要
はない。(確認できない場合
は、別途撮影すること)

※産業廃棄物収集運搬の表
示は両側面に表示することが
義務づけられているが、写真
上では左右どちらかの表示が
確認できれば良い。

5) 出来形管理写真

①リボンテープとスチールテープの併用は不要。

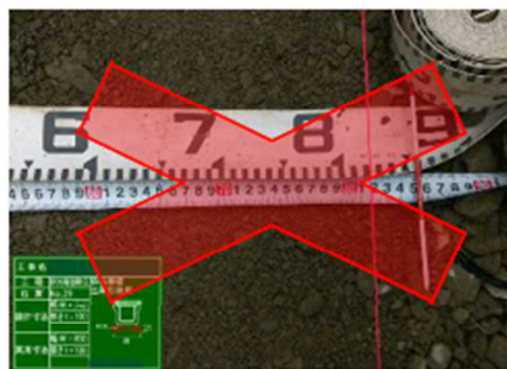
②完成後測定可能な部分については、出来形管理状況がわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。

(完成後、その後の工事で不可視部となる場合は省略できない)

①リボンテープとスチールテープの併用について



概ねの測定値が確認できる
測定尺を使用した写真を撮影



リボンテープとスチールテープ
を併用した写真は不要

※リボンテープとスチールテープの併用は不要であるが、あらかじめスチールテープを貼り付けている等の加工を施しているリボンテープの使用を妨げるものではない。

②「完成後測定可能な部分」とは、完成後に不可止部分とならない箇所のことであり、不可視部分の定義は次のとおりである。

- ・破壊しないと容易に確認または測定できない構造。(例：砕石基礎、コンクリート基礎、鉄筋、下層路盤等)
- ・工事途中の工種の終了時には明視できても、全工事完成後また次期発注工事で不可視となる構造。(例：高盛土が施工される小口径の管渠寸法、盛土等他工種の施工により不可視となる構造物の背面寸法、次期舗装工事が施工される場合の下層路盤施工幅寸法等)
- ・梯子等昇降器具または渡川器材等の仮設物を使用しないと容易に確認または測定できない構造(例：橋台、橋脚、擁壁、根固・水制工)
- ・その他構造等の特殊性により不可視となる部分の寸法。

6) 使用材料写真

①JIS マーク表示品については、規格及びJ I Sマーク等の表示を撮影するのみでよく、形状寸法の写真の撮影・提出は不要。

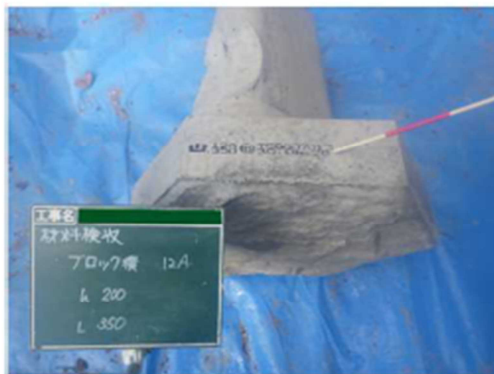
②過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品については、材料の形状がわかる写真等を撮影するのみでよく、形状寸法の写真の提出は不要。

●JISマーク表示品の取り扱い

【写真管理基準(使用材料)】

区分	工程	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	

【JISマーク等の表示撮影例】



JISマーク表示品については、規格及びJISマーク等の表示を撮影するのみでよく、形状寸法の写真の撮影・提出は不要。(撮影例参照)
なお、使用数量、保管状況の写真は写真管理基準に基づき撮影すること。

●過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品の取り扱い

「セメントコンクリート製品使用の取扱要領」の別添2「提出資料一覧表」

提出資料	製品区分 JIS表示認証 製品	JIS表示認証製品以外	
		過去1年以内に県 が工場検査に立ち 会った工場の製品	左記以外の製品
	①	②(※5)	③
品質規格証明書(製品検査記録表)	○	○	○
協会等が発行する工場検査合格証		○(※6)	—
工場検査立会書		○(※3) (※6)	—
公的機関における過去6ヶ月以内の圧縮強度の試験成績表(※1)			○(※7)
工場の品質管理体制の資料(※2)			○
過去6ヶ月以内の 材料 コンクリート配合表 試験成績表 (セメント、骨材、水和材、鉄筋)(※5)		提示(※4)	○(※7)
アルカリシリカ反応試験 成績表(※5)			○(※7)

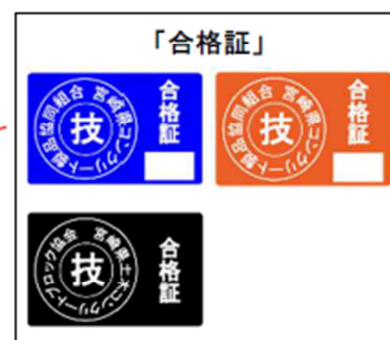
【形状が分かる写真等の撮影例】



①製品の形状が分かる写真



②製品名等の表示部の写真



③「合格証」が張られている製品であることが確認できる写真
(写真上で明確に確認できる写真)



「過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品」については、材料の形状が分かる写真を撮影するのみでよく、形状寸法の写真の提出は不要。(撮影例参照)

なお、使用数量、保管状況の写真は写真管理基準に基づき撮影すること。

材料の形状が分かる写真等とは、以下の①～③の写真のことであり、測定尺等を添えた写真は不要。(撮影例参照)

- ①現場において製品の形状がわかる写真
- ②製品名(略号)、製作者(工場名)、製造年月日等の表示部の写真
- ③「合格証」が張られている製品であることが確認出来る写真

※同じ製品でもロット期間が異なる場合には、そのロット毎に製品検査記録表との対比ができるよう、製造年月日の分かる写真をもれなく撮影すること。

参考)宮崎県コンクリートブロック協会及び宮崎県コンクリート製品協同組合
に加盟しているコンクリート製品工場から受注者へ発行される書類

セメント二次製品納品予定報告書(協会等独自様式)

殿
令和 年 月 日
住所
セメント二次製品製造工場
氏名 印

セメント二次製品納品予定報告書

当工場より納品予定のセメント二次製品について、「セメントコンクリート製品使用の取扱要領」
(別添2)提出資料一覧表の製品区分、製品名、規格を報告致します。

記

区分	品 名	規 格	区分	品 名	規 格

- ・製品区分①: JIS表示認証製品、②: 過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品、③左記以外の製品。
- ・製品区分②と判断できる根拠として、「工事検査合格証」及び「工事検査立会書」を添付します。
- ・製品区分③の場合、「セメントコンクリート製品使用の取扱要領」の別添2、提出書類一覧表に記載された、公設試における過去6か月以内のコンクリートの圧縮強度の試験成績書や工場の品質管理体制の資料、過去6か月以内の材料成績表を提出します。
- ・品質規格証明書(製品検査記録表)については、本報告書提出時点に於いてどのロットの製品が出荷されるか分からないため、直近の品質規格証明書(製品検査記録表)を提出します。
(直近の製品が無い場合には、検査結果項目が空欄の品質規格証明書を添付します)
(この場合、品質規格証明書(製品検査記録表)は最初の納品時にまで現場にお届けします)
- ・品質規格証明書(製品検査記録表)は、実際に現場に納品された製品のロットを確認の上、ロットが異なる場合には再提出致します。
ただし、品質規格証明書(製品検査記録表)は製品規格毎・ロット毎に1枚とし、納品完了後速やかに提出します。
(事前に提出した記録表よりも、古いロットの品質規格証明書(製品検査記録表)が提出されることもあります。
- ※ 本報告書はセメント二次製品工場から受注者(施工会社)様に提出するものである。
- ※ 参-3の工事材料使用願が容易に作成できるよう、本報告書は工場毎に正確に記載・提出する。
- ※宮崎県県土整備部、土木工事の技術基準・9土木工事施工管理の統一事項10. 2セメントコンクリート製品の使用の取り扱いに順ずる。
- ※ 本報告書はセメント二次製品(コンクリート製品)工場から受注者(施工会社)様に提出するものである。
- ※ 参-3の工事材料使用願が容易に作成できるよう、本報告書は工場毎に正確に記載・提出する。

区分の欄に①～③のいずれかが記載されているので、その番号を確認する。

- ① J I S 表示認証製品
- ②過去 1 年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品
- ③上記 (①・②) 以外の製品 (コンクリート製品)

なお、「セメント二次製品納品予定報告書」は、監督員・検査員から請求があった場合は提示
できる体制とし、提出は不要。

7) 出来形管理写真、使用材料写真

段階確認及び材料確認を臨場にて確認する際に、併せて管理写真を撮影することができる。

出来形管理写真及び使用材料写真について、臨場と併せて管理写真を撮影することにより、同じ個所を2回検測する手間を削減。

※臨場時に撮影した管理写真は、段階確認書及び材料確認書には添付不要。別途、出来形管理写真及び使用材料写真として提出する。

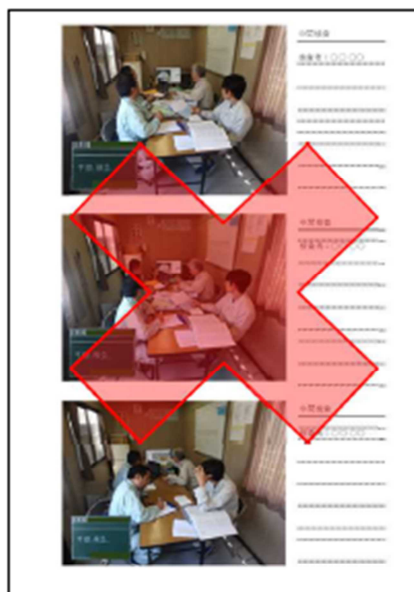
8) 検査写真

工事検査写真の撮影・提出は不要。

書類検査写真、現場検測写真の撮影・提出は不要。

なお、検査時の講評内容や指摘事項等については、受験記録簿に記入し、検査員が実測値等を記入した資料と併せて、監督員に提出すること。

書類検査写真



現場検測写真



書類検査写真、現場検測写真ともに撮影・提出は不要。
ただし、検査時に検査員からの指摘により修補指示が出された場合等は、その指示に従うこと。

9) その他

机上時の段階確認又は材料確認に使用（提出）した写真について、同じ写真を工事写真（出来形管理写真、使用材料写真等）として再度提出は不要。

段階確認書・材料確認書(机上)

	段階確認(机上) 図面番 (打込完了時) 基準値 (No.000) 実測値 H=0.00m 設計値 H=0.00m
	段階確認(机上) 図面番 (打込完了時) 基準値 (No.000) 実測値 H=0.00m 設計値 H=0.00m
	段階確認(机上) 図面番 (打込完了時) 基準値 (No.000) 実測値 H=0.00m 設計値 H=0.00m

工事写真

	段階確認(机上) 図面番 (打込完了時) 基準値 (No.000) 実測値 H=0.00m 設計値 H=0.00m
	段階確認(机上) 図面番 (打込完了時) 基準値 (No.000) 実測値 H=0.00m 設計値 H=0.00m
	段階確認(机上) 図面番 (打込完了時) 基準値 (No.000) 実測値 H=0.00m 設計値 H=0.00m



出来形管理写真や使用材料写真(形状寸法写真)等を机上時の段階確認又は材料確認の資料として提出した場合、同じ写真を工事写真(出来形管理写真、使用材料写真等)として再度提出する必要はない。
(同じ写真を複数回提出する必要はない)

2 2. 品質管理基準

路盤及びアスファルト舗装工事において、下記に掲げる工種(イ)・(ロ)の条件に該当する工事については、監督員と協議を行い、承認があれば試験を省略することができる。ただし、最低1箇所以上は試験を行う。

(イ) 路盤：維持工事等の小規模なもの（施工面積500m²以下）

(ロ) アスファルト舗装：維持工事等の小規模なもの（施工面積500m²以下）

※「維持工事等」とは、維持工事と共に災害復旧工事を含む。

※「施工面積」とは、1箇所あたりの面積とし、1つの契約で連続しない工事箇所が複数ある場合は各々を1箇所とする。

維持工事等の小規模（1箇所当たりの施工面積が500m²以下）な路盤及びアスファルト舗装は、品質管理上「必須」となっている試験項目（現場密度の測定、温度測定、舗装コア等）について、監督員と協議を行い、承認があれば試験を省略することができる。ただし、最低1箇所以上は試験を行う。

2 3. 支給材料及び貸与品要求書

支給材料及び貸与品は、設計図書に明記しており、要求書の提示・提出は不要。

2 4. 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

排出ガス対策型及び低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真の監督員への提示・提出は不要。

※監督員が、現場で確認すること。

2. 主な工事書類一覧

工事の際に作成する主な工事書類を以下に示します。
 なお、工種等によっては、別途作成が必要な書類がある場合があります。
 法律や各種基準等の定めに従って、適正に作成してください。

●主な工事書類一覧表

作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	市の標準様式	書類作成者		受注者書類作成の位置付け		
						発注者	受注者	提出	提示	その他
工事着工前	契約図書	1-1	宮崎市工事請負契約約款	—	—	○				
		1-2	工事請負契約書	—	様式第55号の3 (第102条関係)		○	○		
		2	共通仕様書	—	—	○				
		3	特記仕様書	—	—	○				
		4	発注図面	—	—	○				
		5	現場説明書	—	—	○				
		6	質問回答書	—	—	○				
	契約関係書類	7-1	現場代理人等選任(変更)通知書	約款第10条1項	(約款第10条関係)		○	○		
		7-2	略歴書	約款第10条1項 入札実施要領第15	別紙(様式第5号)		○	○		
		8	請負代金内訳書	約款第3条 仕様書(環境)第3編1-1-2 仕様書(県土)第3編1-1-2			○	○		
		9	工程表	約款第3条1項	様式第60号 (第107条関係)		○	○		
		10	建設業退職金共済掛金収納書	H11.6.30土木部長通知 仕様書(環境)第1編1-1-40 仕様書(県土)第1編1-1-40	—		○	○		
		11	工事請負代金前金払請求書	約款第34条1項	(約款第34条関係)		○	○		
		12	一部下請通知書	約款第7条1項	(約款第7条関係)		○	○		
		13	契約の保証	契約の保証に関する取扱要領 約款第4条	—		○	○		
	その他	14	再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-18 施工計画書の作成要綱5-16 統一事項第2編12.1	—		○	○		
		15	再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-18 施工計画書の作成要領5-16 統一事項第2編12.1	—		○	○		
		16	登録内容確認書 (旧:工事カルテ受領書)	仕様書(環境)第1編1-1-5 仕様書(県土)第1編1-1-5 統一事項第1編4	—		○			○

作成 時期	種 別			No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	標準様式	書類作成者		受注者書類作成の位置付け		
								発注者	受注者	提出	提示	その他
工事着工前	1 施工計画	① 施工計画	17	施工計画書	仕様書(環境)第1編1-1-4 仕様書(県土)第1編1-1-4 施工計画書の作成要領 統一事項第2編2	—			○	○		
			18	設計図書の照査確認資料	約款第18条1項 仕様書(環境)第1編1-1-3 仕様書(県土)第1編1-1-3 統一事項第2編3.1 照査ガイドライン	—			○	○		
			19	工事測量成果表 (仮BM及び多角の設置)	仕様書(環境)第1編1-1-37 仕様書(県土)第1編1-1-37 統一事項第2編3.2	—			○	○		
			20	工事測量結果 (設計図書との照合)	仕様書(環境)第1編1-1-37 仕様書(県土)第1編1-1-37 統一事項第2編3.2	—			○	○		
			21	施工体制台帳	仕様書(環境)第1編1-1-10 仕様書(県土)第1編1-1-10 統一事項第1編3	—			○	○		
			22	施工体系図	仕様書(環境)第1編1-1-10 仕様書(県土)第1編1-1-10 統一事項第1編3	—			○	○		
施工中	工事関係書類	3 施工状況	③ 施工管理	23	監督員指示書	仕様書(環境)第1編1-1-2 仕様書(県土)第1編1-1-2 統一事項第2編4.2.1	—	○				
				24	工事打合せ簿	仕様書(環境)第1編1-1-2 仕様書(県土)第1編1-1-2 統一事項第2編4	様式—2		○	○		
				25	関係官公庁協議資料	仕様書(環境)第1編1-1-35 仕様書(県土)第1編1-1-35 統一事項第2編5.1	—		○		○	
				26	近隣協議資料	仕様書(環境)第1編1-1-35 仕様書(県土)第1編1-1-35 統一事項第2編5.2	—		○	○		
				27	材料確認書	仕様書(環境)第2編1-2 仕様書(県土)第2編1-2 統一事項第2編9.1	様式—4		○	○		
				28	材料納入伝票	仕様書(環境)第2編1-2 仕様書(県土)第2編1-2	—		○		○	
				29	段階確認書	仕様書(環境)第3編1-1-6 仕様書(県土)第3編1-1-6 施工管理基準(環境)第6章 統一事項第2編9.2	様式—5		○	○		
				30	現地調査・立会書	仕様書(環境)第3編1-1-6 仕様書(県土)第3編1-1-6 施工管理基準(環境)第6章 統一事項第2編9.2	様式—6		○	○		
				31	休日及び夜間作業届	仕様書(環境)第1編1-1-36 仕様書(県土)第1編1-1-36 統一事項第2編4.4	様式—1		○	○		
			④ 安全管理	32	安全教育訓練実施資料	仕様書(環境)第1編1-1-26 仕様書(県土)第1編1-1-26 統一事項第2編11.1	—		○		○	
				33	安全管理関係書類 (KY活動、新規入場者教育等)	施工管理基準(環境)第1章 統一事項第2編11.1	—		○		○	
			⑤ 工程管理	34	工事履行報告書	約款第11条 仕様書(環境)第1編1-1-24 仕様書(県土)第1編1-1-24 施工管理基準(環境)第2章 統一事項第2編7.1	様式—3		○	○		
				35	週間工程表	統一事項第2編6.4	—		○	○		
				36	実施工程表	施工管理基準(環境)第1章 施工管理基準(県土)5 統一事項第2編6.4	—		○		○	
			⑥ 品質管理	37	工事材料使用願	特記第1章総則	別添様式—3		○	○		

作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	標準様式	書類作成者		受注者書類作成の位置付け		
							発注者	受注者	提出	提示	その他
施 工 中	契約 関係 書類	中間 前 払 金	38	工事請負代金中間前金払認定請求書	約款第34条4項	様式第12号の2 (約款第34条関係)		○	○		
			39	工事請負代金中間前金払認定調書	約款第34条4項	様式第12号の3 (約款第34条関係)		○	○		
			40	工事請負代金中間前金払請求書	約款第34条3項	(約款第34条関係)		○	○		
		既済 部分 検査	41	既済部分検査請求書	約款第37条2項	様式第13号 (約款第37条関係)		○	○		
			42	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	約款第37条2項 仕様書(環境)第1編1-1-21 仕様書(県土)第1編1-1-21	—		○	○		
			43	工事請負代金部分払請求書	約款第37条5項	様式第13号 様式第13号の2 (約款第37条関係)		○	○		
		修補	44	修補完了報告書	約款第31条6項	—		○	○		
			45	修補完了届	約款第31条6項	—		○	○		
		部分使用	46	部分使用承諾書	約款第33条1項	—		○	○		
		工期延期	47	工期変更協議書	約款第21条 約款第22条	(約款21,22及び23条関係)	○	○	○		
		工事中止	48	工事中止(再開)通知書	約款第20条1項 約款第20条2項	—		○	○		
		支給 品	支給品	49	支給品受領書	約款第15条3項		○	○		
				50	支給品清算書	仕様書(環境)第1編1-1-16 仕様書(県土)第1編1-1-16		○	○		
			貸与品	51	貸与品借用書	約款第15条3項		○	○		
				52	貸与品返納書	約款第15条3項		○	○		
			建設 機械	53	建設機械使用実績報告書	仕様書(環境)第3編1-1-5 仕様書(県土)第3編1-1-5		○	○		
				54	建設機械借用・返納書	約款第15条3項		○	○		
		現場発生品	55	現場発生品調書	仕様書(環境)第1編1-1-17 仕様書(県土)第1編1-1-17	—		○	○		
		仲裁合意	56	仲裁合意書	約款第53条	—		○	○		
	工事 関係 書類	その他	57	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	仕様書(県土)第3編1-1-7 仕様書(県土)第3編1-1-7	—		○	○		
			58	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	建設副産物要領第3 仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-18 統一事項第2編12.2	—		○		○	
工 事 完 成 時	契約 関係 書類	契約 関係 書類	59	工事完成届	約款第31条1項	様式第62号 (第115条関係)		○	○		
			60	工事目的物引渡申出書	約款第31条4項	(約款第31条関係)		○	○		
			61	工事請負代金請求書	約款第32条1項	—		○	○		
	工事 関係 書類	工事 書類	62	出来形管理総括表	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.2	—		○	○		
			63	測定結果一覧表(出来形)	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.2	—		○	○		
			64	出来形管理図表 (出来形合否判定総括表)	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 施工管理基準(環境)第3章 統一事項第2編8.2	—		○	○		
			65	品質管理総括表	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.1	—		○	○		
			66	測定結果一覧表(品質)	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.1	—		○	○		

作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	標準様式	書類作成者		受注者書類作成の位置付け		
							発注者	受注者	提出	提示	その他
工事 完成 時	工事 関係 書類	工 事 書 類	67	品質管理図表	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 施工管理基準(環境)第4章 統一事項第2編8.1	—		○	○		
			68	工事写真	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-23 施工管理基準(環境)第6章 写真管理基準(県土)2-4 統一事項第2編8.3 建設副産物等要領第3	—		○	○		
			69	創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	仕様書(環境)第3編1-1-16 仕様書(県土)第3編1-1-16 特記第1章総則	—		○	○		
		工事完成図書	70	工事完成図	仕様書(県土)第1編1-1-19	—		○	○		
		そ の 他	71	再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-18 統一事項第2編12.1	—		○	○		
			72	再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-18 統一事項第2編12.1	—		○	○		
			73	再生骨材供給確認書	特記第1章総則	—		○	○		
			74	再生加熱アスファルト混合物 供給状況確認書	特記第1章総則	—		○	○		
			75	仮設鋼材の在庫(保有)状況確認書	特記第2章施工条件	—		○	○		
			76	排ガス対策型建設機械等の在庫証明書	仕様書(環境)第1編1-1-30 仕様書(県土)第1編1-1-30	—		○	○		
完 工 後	係 契 書 約 類 関	その他	77	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	仕様書(環境)第1編1-1-12 仕様書(県土)第1編1-1-12	—	○	○	○		

【用語の解説】
「約款」・・・宮崎市工事請負契約約款
「仕様書(県土)」・・・土木工事共通仕様書(宮崎県県土整備部)
「仕様書(環境)」・・・環境森林部所管工事共通仕様書(宮崎県環境森林部)
「施工管理基準(県土)」土木工事施工管理基準(宮崎県県土整備部)
「施工管理基準(環境)」・・・環境森林部所管工事施工管理基準(宮崎県環境森林部)
「写真管理基準(県土)」・・・写真管理基準(宮崎県県土整備部)
「統一事項」・・・土木工事施工管理の統一事項(宮崎県県土整備部)
「特記」・・・特記仕様書(宮崎県県土整備部)

「指導要綱」・・・宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱
「H11.6.30土木部長通知」・・・建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について
「契約の保証に関する取扱要領」・・・工事請負契約等に係る契約の保証に関する取扱要領
「照査ガイドライン」・・・設計図書照査ガイドライン
「建設副産物等要領」・・・建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領
「入札実施要領」・・・条件付一般競争入札実施要領